

安心して学べる環境づくり

しゅうがくえんじょせいど  
**就学援助制度**

**シユウガク**  
**エンジョ**

**就学援助制度って？**

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心して楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助  
イメージキャラクター  
ツクロウくん

**援助対象の方**

- ① 生活保護法による保護を受けている世帯（要保護）
  - ② 生活保護法による保護を受けていないが、次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められた世帯（準要保護）
    - ア 現年度に生活保護の停止又は廃止の措置を受けた世帯
    - イ 同一生計にある者全員の市町村民税（所得割）額が非課税である世帯
    - ウ 児童扶養手当を受けている世帯
- ※上記に該当しない場合でも、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については、学校教育課までご相談ください。

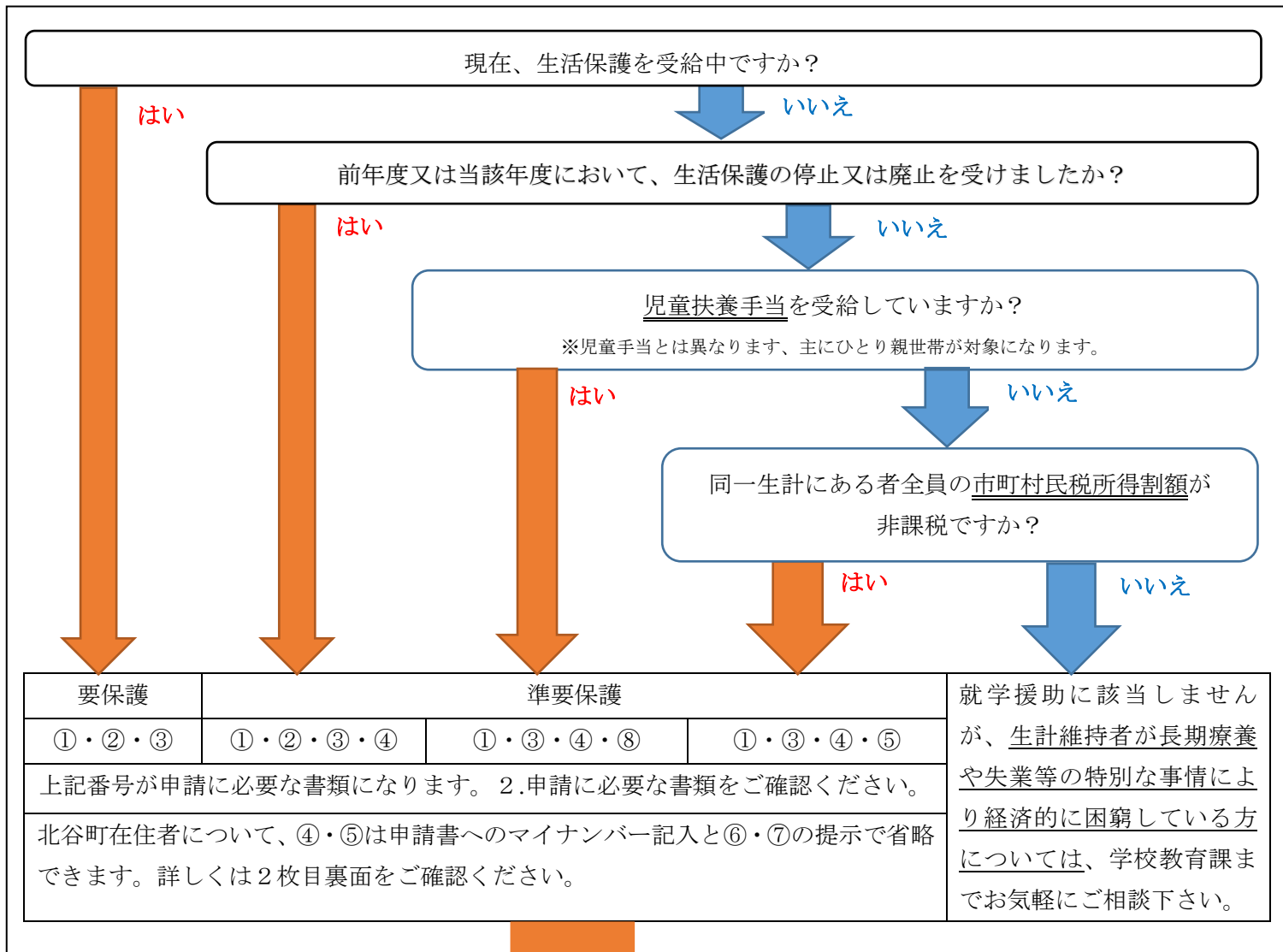
対象学年	申請期間	提出先
小学校1年生 から 中学校3年生	令和8年6月1日～ 令和9年1月29日	学校又は 北谷町教育委員会 学校教育課

令和7年度就学援助をうけていた方でも、毎年申請が必要です。

※令和8年2月から令和8年5月までに申請した方で、認定された方につきま

しては、申請する必要はありません。

# 1. 援助対象の方（認定要件・必要書類確認フローチャート）



# 2. 申請に必要な書類

必要書類	備考
① 就学援助申請書	各学校・学校教育課で配布
② 生活保護証明書	中部福祉事務所で発行
③ 預金通帳写し	口座情報が分かる面の写し
④ 住民票謄本 ※申請書の北谷町教育委員会が税情報等の閲覧及び調査することに同意し、マイナンバー（個人番号）を利用する場合は省略できます。（北谷町在住者のみ）	役場住民課で発行 ※世帯員全員分 ※「続柄」が記載されたもの
⑤ 令和8年度所得・課税証明書 ※申請書の北谷町教育委員会が税情報等の閲覧及び調査することに同意し、マイナンバー（個人番号）を利用する場合は省略できます。（北谷町在住者のみ）	役場税務課で発行 ※世帯員全員分
⑥ マイナンバー確認書類（世帯員全員分）	④と⑤を省略する場合は、⑥と⑦を申請時に提示
⑦ 本人確認書類（申請者のみ）	
⑧ 児童扶養手当受給証明書写し	該当者のみ

### 3. 援助内容

					
	学用品費	通学用品費	校外活動費	修学旅行費	医療費
小学校	11,630 円	2,270 円	1,600 円 以内	保護者 負担分	保護者 負担分
中学校	22,730 円	2,270 円	2,310 円 以内	保護者 負担分	保護者 負担分

※援助額については、変更する場合があります。※学年によって援助費目が異なります。

※生活保護世帯は、修学旅行費と医療費のみが対象です。

※北谷町立小中学校の区域外に居住し、北谷町立小中学校に在学する場合は、医療費のみが対象です。(区域外就学者)

※北谷町に居住し、北谷町立小中学校以外の小中学校に在学する場合は、学用品費、通学用品費、校外活動費及び修学旅行費が対象です。

### 4. 良くあるご質問

Q. 軍人軍属の家族がいる場合は？

A. 申請書に記入し、所得課税証明書の代わりに W-2 (2025) の提出をお願いします。

Q. 保護者（父や母）等が町外に住民票がある場合は？（出稼ぎ等の理由により）

A. マイナンバーを利用して住民票謄本・所得課税証明書を省略することができませんので、該当する方はどちらも提出をお願いします。

Q. 小中学生の子どもが3人います。申請書は3人分必要？

A. **申請書は人数分必要**ですが、その他の添付書類は1番下のお子さんに1部添付してください。  
(例) 小学校には申請書・添付書類、中学校には申請書のみ提出

Q. 審査・結果はいつ頃届きますか？

A. 申請月の翌月中旬に結果を通知いたします。

詳しくは、学校又は北谷町  
教育委員会（学校教育課）  
までお問い合わせください。

学校教育課	9 8 2 - 7 7 0 5
北谷小学校	9 3 3 - 3 9 3 0
北玉小学校	9 3 6 - 3 9 2 8
浜川小学校	9 3 6 - 4 9 5 2
北谷第二小学校	9 3 6 - 2 5 1 1
北谷中学校	9 3 6 - 3 9 2 9
桑江中学校	9 3 6 - 2 2 4 4



## 就学援助申請時のマイナンバー（個人番号）利用に係る確認書類について

北谷町では、平成31年度から就学援助の申請において、マイナンバー（個人番号）を利用することが可能になりました。

マイナンバー（個人番号）を活用することで、一部の添付書類の省略が可能になり、申請者の負担軽減を図ります。就学援助の申請において、マイナンバー（個人番号）の利用を希望する方は、下記のとおり申請してください。

### 1 申請時に準備するもの

#### (1) マイナンバー確認書類（世帯全員分）

次のうちのいずれか

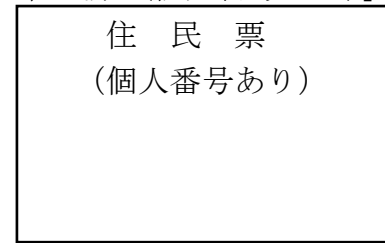
「個人番号通知カード」



「個人番号カード（裏面）」



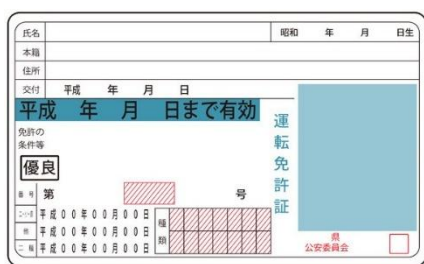
「住民票（個人番号あり）」



#### (2) 本人確認書類（申請者のみ）

次のうちのいずれか

「運転免許証」



「個人番号カード（表面）」



「パスポート」



### 2 確認方法

- (1) 窓口で申請する場合 申請書等提出時に上記の書類を提示してください。
- (2) 郵送で申請する場合 申請書等と上記の書類の写しを同封し郵送ください。

※ 郵送で申請する場合は、以下の宛先まで、**簡易書留**にてご送付ください。

宛先 〒904-0192

北谷町桑江一丁目1番1号

北谷町教育委員会 学校教育課 指導係

### 3 問合せ先

北谷町教育委員会 学校教育課 指導係 098-982-7705